

ぜひ、ご利用ください 本宮市浄化槽維持管理費補助制度

合併処理浄化槽は、大切な自然環境を守り、生活環境を保全するため、水洗トイレからの汚水（し尿）と、台所・風呂場等からの排水（生活雑排水）を処理し、きれいな水を取り戻すために重要なものです。浄化槽は水中の微生物の働きを利用して汚水を浄化しています。微生物が十分な働きをするためには、日ごろの適正な維持管理が必要となります。市では、適正な維持管理を促進し、水質保全を図るため、平成19年4月より浄化槽を維持管理している方に、費用の一部を補助する制度を設けました。

■浄化槽とは？

浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であり、生物学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水1リットル当たりBOD濃度20ミリグラム以下の機能を有する合併処理浄化槽です。

■維持管理とは？

浄化槽の故障や清掃の時期を調べる保守点検、溜まった汚泥を汲み取る清掃、毎年1回行う法定検査の3つを合わせて維持管理といえます。

○補助対象者

①下水道等（公共下水道・農業集落排水処理施設）の区域以外で専用住宅に設置されている10人槽以下の合併処理浄化槽を維持管理して

いる方

②浄化槽の設置届の審査または建築確認を受けて設置し、法定検査（7条検査）を受けた浄化槽の管理（使用者）者

③福島県浄化槽保守点検業者として登録されている者に浄化槽の維持管理を委託している方

④水質に関する法定検査（11条検査）を受けている方

○補助金額

毎年度1回

7,000円

（浄化槽の大きさは、5～10人槽まで）

○補助金申請の時期

浄化槽の清掃実施後3か月以内

○必要な書類

1. 申請書（下水道課に有り）
①申請人と口座名義人は、維持管理契約の方でお願いします。

②電話番号は、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

2. 浄化槽の保守点検契約書の写し・清掃契約書の写し
3. 法定検査の受検を証明する書類の写し
4. 清掃を実施したことを証明する書類

5. 維持管理（保守点検および清掃）に要した費用の領収書の写し

◆問い合わせ先

企業局 上下水道課
下水道業務係
☎63-11132

ごみ分別 Q&A

問

わたしは、ときどき子どもをつれて散歩に出かけます。あるとき、ベンチに腰掛けてタバコを吸っている人を見かけました。よく見ると、あき缶を灰皿の代わりに使用していました。あき缶の中にタバコの吸い殻などが入っている場合は、資源ごみとして、ごみステーションに出せるのか疑問になりました。処理の仕方を教えてください。

答

あき缶の中にたばこの吸い殻などが入っている場合は、資源ごみにはなりません。吸い殻などのごみを取り除いて、軽く水洗いして資源ごみとしてステーションに出していただくことになります。大変手間がかかりますので、あき缶の中には、たばこの吸い殻などのごみは絶対に入れないようお願いいたします。



生活福祉部 生活安全課 環境保全係
33-1111（内線114）
白沢総合支所 住民生活課 生活環境係
44-2111（内線522）